

# 寄 附 行 為

## 第 1 章 総 則

第 1 条 [名称] この法人は、学校法人嶺南学園と称する。

第 2 条 [事務所] この法人は、事務所を福井県敦賀市沓見164号元坂ノ尻 1 番地に置く。

## 第 2 章 目的及び事業

第 3 条 [目的] この法人は、教育基本法、学校教育法および私立学校法に従い、学校教育を行い、知・徳・意・体の調和のとれた人材を育成することを目的とする。

第 4 条 [設置する学校] この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる学校を設置する。

- 1 敦賀気比高等学校 全日課程 普通科
- 2 敦賀気比高等学校附属中学校

第 5 条 [収益事業] この法人は、その収益を学校の経営に充てるため、次に掲げる収益事業を行う。

- 1 教育用品小売業
- 2 食料品小売業

## 第 3 章 役員及び理事会

第 6 条 [役員] この法人に、次の役員を置く。

- 1 理事……………9人
  - 2 監事……………2人
- ② 理事のうち1名を理事長とし、理事総数の過半数の議決により選任する。理事長の職を解任するときも、同様とする。
- ③ 理事（理事長を除く。）のうち1名を副理事長とすることができる。副理事長は、理事総数の過半数の議決により選任する。副理事長を解任するときも、同様とする。
- ④ 理事（理事長及び副理事長を除く。）のうち1名を常務理事とし、理事総数の過半数の議決により選任する。常務理事の職を解任するときも、同様とする。

第 7 条 [理事の選任] 理事は、次の各号に掲げる者とする。

- 1 敦賀気比高等学校長
  - 2 評議員のうちから評議員会において選任した者……………1人
  - 3 学識経験者のうち理事会において選任した者……………7人
- ② 前項第1号及び第2号の理事は、校長または評議員の職を退いたときは、理事の職を失うものとする。

第 8 条 [監事の選任] 監事は、この法人の理事、

職員（校長、教員その他の職員を含む。以下同じ。）、評議員若しくは役員配偶者又は三親等以内の親族以外の者であつて理事会において選出した候補者のうちから、評議員会の同意を得て、理事長が選任する。

- ② 前項の選任に当たっては、監事の独立性を確保し、かつ、利益相反を適切に防止することができる者を選任するものとする。

第 9 条 [役員任期] 役員（第7条第1項第1号に掲げる理事を除く。以下この条において同じ。）の任期は、4年とする。ただし、補欠の役員任期は、前任者の残任期間とすることができる。

- ② 役員は、再任されることができる。
- ③ 役員は、任期満了の後でも、後任の役員が選任されるまでは、なお、その職務（理事長（又は常務理事）にあつては、その職務を含む。）を行う。

第 10 条 [役員補充] 理事または監事のうち、その定数の5分の1をこえるものが欠けたときは、1月以内に補充しなければならない。

第 11 条 [役員解任及び退任] 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事総数の4分の3以上出席した理事会において、理事総数の4分の3以上の議決及び評議員会の議決により、これを解任することができる。

- 1 法令の規定またはこの寄附行為に著しく違反したとき
  - 2 心身の故障のため職務の執行に堪えないとき
  - 3 職務上の義務に著しく違反したとき
  - 4 役員たるにふさわしくない重大な非行があったとき
- ② 役員は次の事由によって退任する。
- 1 任期の満了
  - 2 辞任
  - 3 死去
  - 4 私立学校法第38条第8項第1号または第2号に掲げる事由に該当するに至ったとき

第 12 条 [理事長の職務] 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

第 13 条 [副理事長の職務] 副理事長を置いたとき、副理事長は、理事長を補佐する。

第 14 条 [常務理事の職務] 常務理事は、理事長及び副理事長を補佐し、この法人の業務を分掌する。

第 15 条 [理事の代表権の制限] 理事長、副理事長及び常務理事以外の理事は、この法人の業務について、この法人を代表しない。

第 16 条 [理事長職務の代理等] 理事長に事故があるとき、または理事長が欠けたときは、副理事長がその職務を代理し、またはその職務を行う。副理事長を置かないときは、あらかじめ理事会において定めた順位に従い、理事がその職

務を代理し、またはその職務を行う。

**第17条〔監事の職務〕** 監事は、次の各号に掲げる職務を行う。

- 1 この法人の業務を監査すること
  - 2 この法人の財産の状況を監査すること
  - 3 この法人の理事の業務執行の状況を監査すること。
  - 4 この法人の業務もしくは、財産の状況または理事の業務執行の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後2月以内に理事会及び評議員会に提出すること。
  - 5 第1号または第3号の規定による監査の結果、この法人の業務もしくは、財産の状況または理事の業務執行に関し不正の行為または法令もしくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを福井県知事に報告し、または理事会及び評議員会に報告すること。
  - 6 前号の報告をするために必要があるときは、理事長に対して理事会及び評議員会の招集を請求すること
  - 7 この法人の業務もしくは、財産の状況または理事の業務執行の状況について、理事会に出席して意見を述べること
- ② 前項第6号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会または評議員会の日とする理事会または評議員会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした監事は、理事会または評議員会を招集することができる。
- ③ 監事は、理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令もしくは、寄附行為に違反する行為をし、またはこれらの行為をする恐れがある場合において、当該行為によってこの法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる。

**第18条〔理事会〕** この法人に理事をもって組織する理事会を置く。

- ② 理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する。
- ③ 理事会は、理事長が招集する。
- ④ 理事長は、理事総数の3分の2以上の理事から会議に付議すべき事項を示して理事会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から7日以内に、これを招集しなければならない。
- ⑤ 理事会を招集するには、各理事に対して、会議開催の場所及び日時並びに会議に付議すべき事項を、書面により通知しなければならない。
- ⑥ 前項の通知は、会議の7日前までに発しなければならない。ただし、緊急を要する場合はこの限りでない。
- ⑦ 理事会に議長を置き、理事長をもって充てる。
- ⑧ 理事長が第4項の規定による招集をしない場合には、招集を請求した理事全員が連名で理事会を招集することができる。
- ⑨ 前第2項及び前項の規定に基づき理事会を招集した場合における理事会の議長は、出席理事の互選によって定める。

- ⑩ 理事会は、この寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、理事総数の過半数の理事が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。ただし、第13項の規定による除斥のため過半数に達しないときは、この限りでない。
- ⑪ 前項の場合において、理事会に付議される事項につき書面をもって、あらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。
- ⑫ 理事会の議事は、法令及びこの寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、出席した理事の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- ⑬ 理事会の議事について、特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができない。

**第19条〔業務の決定の委任〕** 法令及びこの寄附行為の規定により評議員会に付議しなければならない事項その他この法人の業務に関する重要事項以外の決定であって、あらかじめ理事会において定めたものについては、理事会において指名した理事に委任することができる。

**第20条〔議事録〕** 議長は、理事会の開催の場所及び日時並びに議決事項及びその他の事項について、議事録を作成しなければならない。

- ② 議事録には、議長及び出席した理事のうちから互選された理事2人以上が押印し、常にこれを事務所に備えて置かなければならない。
- ③ 利益相反取引に関する承認の決議については、理事それぞれの意思を議事録に記載しなければならない。

## 第4章 評議員会及び評議員

**第21条〔評議員会〕** この法人に、評議員会を置く。

- ② 評議員会は、21人以内の評議員をもって組織する。
- ③ 評議員会は、理事長が招集する。
- ④ 理事長は、評議員総数の3分の1以上の評議員から会議に付議すべき事項を示して評議員会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から20日以内に、これを招集しなければならない。
- ⑤ 評議員会を招集するには、各評議員に対して、会議開催の場所及び日時並びに会議に付議すべき事項を、書面により通知しなければならない。
- ⑥ 前項の通知は、会議の7日前までに発しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。
- ⑦ 評議員会に議長を置き、議長は、評議員のうちから評議員会において選任する。
- ⑧ 評議員会は、評議員総数の過半数の出席がなければ、その会議を開き、議決をすることができない。ただし、第12項の規定による除斥のため過半数に達しないときは、この限りではない。
- ⑨ 前項の場合において、評議員会に付議される事項につき書面をもって、あらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。
- ⑩ 評議員会の議事は、法令及びこの寄附行為

に別段の定めがある場合を除くほか、出席した評議員の過半数で決し、可否同数のときは、議長が決するところによる。

- ⑪ 議長は、評議員として議決に加わることができない。
- ⑫ 評議員会の議事について特別の利害関係を有する評議員は、議決に加わることができない。

**第22条〔議事録〕** 第20条第1項及び第2項の規定は、評議員会の議事録について準用する。この場合において、同条第2項中「理事のうちから互選された理事」とあるのは、「評議員のうちから互選された評議員」と読み替えるものとする。

**第23条〔諮問事項〕** 次の各号に掲げる事項については、理事長において、あらかじめ評議員会の意見を聴かなければならない。

- 1 予算及び事業計画
- 2 借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）及び基本財産の処分並びに、運用財産中の不動産及び積立金の処分
- 3 役員に対する報酬等（報酬・賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいう。以下同じ。）の支給の基準
- 4 予算外の新たな義務の負担または権利の放棄
- 5 寄附行為の変更
- 6 合併
- 7 目的たる事業の成功の不能による解散
- 8 収益事業に関する重要事項
- 9 寄附金品の募集に関する事項
- 10 その他この法人の業務に関する重要事項で理事会において必要と認めるもの

**第24〔評議員会の意見具申等〕** 評議員会は、この法人の業務もしくは財産の状況または役員の業務執行の状況について、役員に対して意見を述べ、もしくはその諮問に答え、または役員から報告を徴することができる。

**第25条〔評議員の選任〕** 評議員は、次の各号に掲げる者とする。

- 1 この法人の職員で理事会において推薦された者のうちから、評議員会において選任した者……3人
  - 2 この法人の設置する学校を卒業した者で年齢25年以上のものの中から、理事会において選任した者……1人
  - 3 学識経験者のうちから、理事会において選任した者……17人以内
- ② 前項第1号に規定する評議員は、この法人の職員の地位を退いたときは評議員の職を失うものとする。

**第26条〔評議員の任期〕** 評議員の任期は、4年とする。ただし、補欠の評議員の任期は、前任者の残任期間とすることができる。

- ② 評議員は、再任されることができる。

**第27条〔評議員の解任及び退任〕** 評議員が次の各号の一に該当するに至ったときは、評議員総数の3分の2以上の議決により、これを解任することができる。

- 1 心身の故障のため職務の執行に堪えないとき
  - 2 評議員たるにふさわしくない重大な非行があったとき
- ② 評議員は次の事由によって退任する。
- 1 任期の満了
  - 2 辞任
  - 3 死亡

## 第5章 資産及び会計

**第28条〔資産〕** この法人の資産は、財産目録記載のとおりとする。

**第29条〔資産の区分〕** この法人の資産は、これを分けて基本財産、運用財産及び収益事業用財産とする。

- ② 基本財産は、この法人の設置する学校に必要な施設及び設備またはこれらに要する資金とし、財産目録中基本財産の部に記載する財産及び将来基本財産に編入された財産とする。
- ③ 運用財産は、この法人の設置する学校の経営に必要な財産とし、財産目録中運用財産の部に記載する財産及び将来運用財産に編入された財産とする。
- ④ 収益事業用財産は、この法人の収益を目的とする事業に必要な財産とし、財産目録中収益事業用財産の部に記載する、財産及び将来収益事業用財産に編入された財産とする。
- ⑤ 寄附金品については、寄附者の指定がある場合には、その指定に従って基本財産、運用財産、または収益事業用財産に編入する。

**第30条〔基本財産の処分の制限〕** 基本財産は、これを処分してはならない。ただし、この法人の事業の遂行上やむを得ない理由があるときは、理事会において理事総数の3分の2以上の議決を得て、その一部に限り処分することができる。

**第31条〔積立金の保管〕** 基本財産及び運用財産中の積立金は、確実な有価証券を購入し、または確実な金融機関に預金し、もしくは定額郵便貯金として理事長が保管する。

**第32条〔経費の支弁〕** この法人の設置する学校の経営に要する費用は、基本財産並びに運用財産中の不動産及び積立金から生ずる果実、授業料収入、入学金収入、入学検定料収入、手数料収入、使用料収入及びその他の運用財産をもって支弁する。

**第33条〔会計〕** この法人の会計は、学校法人会計基準により行う。

- ② この法人の会計は、学校の経営に関する会計（以下「学校会計」という。）及び収益事業に

関する会計（以下「収益事業会計」という。）に区分するものとする。

**第34条〔予算及び事業計画〕** この法人の予算及び事業計画は、毎会計年度開始前に、理事長が編成し、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決を得なければならない。

これに重要な変更を加えようとするときも、同様とする。

**第35条〔予算外の新たな義務の負担または権利の放棄〕** 予算をもって定めるものを除くほか、新たに義務の負担をし、または権利の放棄をしようとするときは、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決がなければならない。借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）についても、同様とする。

**第36条〔決算及び実績の報告〕** この法人の決算は、毎会計年度終了後2月以内に作成し、監事の意見を求めるものとする。

② 理事長は、毎会計年度終了後2月以内に、決算及び事業の実績を評議員会に報告し、その意見を求めなければならない。

③ 収益事業会計の決算上生じた利益金は、その一部または全部を学校会計に繰り入れなければならない。

**第37条〔財産目録等の備付け及び閲覧〕** この法人は、毎会計年度終了後2月以内に財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書及び役員等名簿（理事・監事及び評議員の氏名及び住所を記載した名簿をいう。）を作成しなければならない。

② この法人は、前項の書類、監査報告書、役員に対する報酬等の支給の基準及び寄附行為を事務所に備えて置き、この法人の設置する私立学校に在学する者その他の利害関係人から請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。

③ 前項の規定にかかわらず、この法人は、役員名簿について同項の請求があった場合には、役員等名簿に記載された事項中、個人の住所に係る記載の部分を除いて、同項の閲覧をさせることができる。

**第38条〔情報の公表〕** この法人は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ遅滞なく、インターネットの利用により、当該各号に定める事項を公表しなければならない。

1 寄附行為もしくは、寄附行為の認可を受けたとき、または寄附行為の届出をしたとき 寄附行為の内容。

2 監査報告書を作成したとき 当該監査報告書の内容

3 財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書及び役員名簿（個人の住所に係る記載の部分を除く。）を作成したとき これらの書類の内容

4 役員に対する報酬等の支給の基準を定めたとき 当該報酬等の支給基準

**第39条〔役員への報酬〕** 役員に対して、別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

**第40条〔資産総額の変更登記〕** この法人の資産総額の変更は、毎会計年度末の現在により、会計年度終了後2月以内に登記しなければならない。

**第41条〔会計年度〕** この法人の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終るものとする。

## 第6章 解散及び合併

**第42条〔解散〕** この法人は、次の各号に掲げる事由によって解散する。

1 理事会における理事総数の3分の2以上の議決及び評議員会の議決

2 この法人の目的たる事業の成功の不能となった場合で、理事会における出席した理事の3分の2以上の議決

3 合併

4 破産

5 福井県知事の解散命令

② 前項第1号に掲げる事由による解散にあっては福井県知事の認可を、同項第2号に掲げる事由による解散にあっては福井県知事の認定を受けなければならない。

**第43条〔残余財産の帰属者〕** この法人が解散した場合（合併または破産によって解散した場合を除く。）における残余財産は、解散のときにおける理事会において出席した理事の3分の2以上の議決により選定した学校法人その他教育の事業を行う者に帰属する。

**第44条〔合併〕** この法人が合併しようとするときは、理事会において理事総数の3分の2以上の議決を得て福井県知事の認可を受けなければならない。

## 第7章 寄附行為の変更

**第45条〔寄附行為の変更〕** この寄附行為を変更しようとするときは、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決を得て、福井県知事の認可を受けなければならない。

② 私立学校法施行規則に定める届出事項については、前項の規定にかかわらず、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決を得て、福井県知事に届け出なければならない。

## 第8章 補則

**第46条〔書類及び帳簿の備付〕** この法人は、第37条第2項の書類のほか、次の各号に掲げる書

類及び帳簿を、常に事務所に備えて置かなければならない。

- 1 役員及び評議員の履歴書
- 2 収入及び支出に関する帳簿及び証憑書類
- 3 その他必要な書類及び帳簿

**第47条 [公告の方法]** この法人の公告は、嶺南学園の掲示場に掲示して行う。

**第48条 [施行細則]** この寄附行為の施行についての細則その他この法人及びこの法人の設置する学校の管理及び運営に関し必要な事項は、理事会が定める。

## 附則

- ① この寄附行為は、福井県知事の認可の日（昭和60年12月23日）から施行する。
- ② この法人の設立当初の役員は、第7条の規定にかかわらず、次のとおりとする。  
理事長 中川平太夫 副理事長 高木孝一  
理事 池端昭夫 有馬義夫 川端輝也  
藪野耕作 牧野保孝  
監事 宇野松雄 山本和子
- ③ 昭和62年3月31日までの間は、第9条第1項中「4年」とあるのは、「2年」と読み替えるものとする。
- ④ 昭和70年4月1日までの間は、第22条第1項第2号中「この法人の設置する学校を卒業した者で年齢25年以上のものうちから、理事会において選任した者」とあるのは、「理事会において選任した者」と読み替えるものとする。
- ⑤ 当分の間、第22条第1項第3号に定める評議員の数を17名以内とする。
- ⑥ 昭和63年3月31日までの間は、第23条第1項中「4年」とあるのは、「2年」と読み替えるものとする。

**附則 [昭和61年3月25日理事会決定]**

- ① 第18条第2項の評議員数の変更および本則の付則5を加える改正後の学校法人嶺南学園寄附行為は、昭和61年5月30日から施行する。

**附則 [昭和61年12月20日理事会決定]**

- ① 第4条に敦賀気比高等学校附属中学校を加える改正は、昭和63年4月1日より施行する。

**附則 [昭和62年7月17日理事会決定]**

- ① 第6条第1項中専務理事にかかる改正および第7条第1項第2号にかかる改正は、昭和62年7月28日から施行する。

**附則 [昭和62年12月22日理事会決定]**

- ① 第6条第1項第3号および第7条第1項第1号の理事数の変更にかかる改正は、昭和62年12月25日から施行する。

**附則 [平成4年5月30日理事会決定]**

- ① 第4条第1項第1号中「普通科」を「普通科、国際科、電子情報科」に改める改正は、平成5年4月1日から施行する。（平成4年9月17日知事認可）

**附則 [平成6年3月30日理事会決定]**

- ① 第6条第1項第4号の理事数の変更等の改正、第6条第1項第4号と第5号を1号ずつ繰り下げ、第3号の次に第4号「常務理事」を加える改正、同条第2項中「常務理事」を加える改正、第7条第1項第1号の人数の変更にかかる改正は、平成6年度から適用する。（平成6年7月10日知事認可）

**附則 [平成14年3月28日理事会決定]**

- ① 第4条第1項第1号中の「国際科」を削除する改正は平成14年4月1日から施行する。（平成14年6月21日知事認可）
- ② 第17条中「記名」を削除する改正は平成14年3月28日から適用する。

**附則 [平成16年5月28日理事会決定]**

- ① 第16条第2項の次に第3項を加える改正は、平成16年度から適用する。（平成16年6月9日知事認可）

**附則 [平成17年3月23日理事会決定]**

- ① 私立学校法の一部を改正する法律等の施行に伴う寄附行為の改正は知事の認可の日（平成17年4月25日認可）から施行する。

**附則 [平成21年3月26日理事会決定]**

- ① 第4条第1項第1号中の「電子情報科」を削除する改正は知事の認可の日から施行する。（平成21年12月28日認可）

**附則 [平成28年5月30日理事会決定]**

- ① 第6条第3項を第4項に改正し、新たに第3項として、副理事長の選任、解任条項を加える。また、第4項中「理事長を除く」を「理事長及び副理事長を除く」に改正する。
- ② 第13条から第45条までを1条ずつ繰り下げ、またそれに伴う条項中の条番号も繰り下げる。
- ③ 新たに第13条として「副理事長の職務」を加える。
- ④ 第14条 [常務理事の職務] 中、「理事長を補佐し」を「理事長及び副理事長を補佐し」に改正する。
- ⑤ 第15条 [理事の代表権の制限] 中、「理事長及び常務理事」を「理事長、副理事長及び常務理事」に改正する。
- ⑥ 第16条中、「理事長が欠けたときは」の次に「副理事長がその職務を代理し、またはその職務を行う。副理事長を置かないときは」を加える。
- ⑦ 上記①から⑦までの改正は知事の認可の日から施行する。（平成28年7月1日認可）

**附則 [令和2年3月13日理事会決定]**

- ① 私立学校法の一部を改正する法律等の施行に伴う寄附行為の改正は知事の認可の日（令和2年4月1日認可）から施行する。